



2022年5月20日

各 位

会社名 三菱化工機株式会社
代表者名 取締役社長 田中 利一
(コード番号：6331、東証プライム)
問合せ先 総務人事部長 宮本 智成
(TEL. 044-333-5354)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第98回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 株主総会の招集地に関する定めの削除

株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を定める現行定款第12条第2項を削除するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集の時期等) 第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。 <u>株主総会は本店所在地において招集する。</u>	(招集の時期等) 第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 本会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 定款第15条の変更は会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 本条は施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

以 上